

税の申告が始まります

受付期間
2月14日(金)
から
3月16日(月)
まで

令和2年度市・県民税の申告、令和元年分所得税の確定申告の受け付けが始まります。期間終了が近づくと大変混雑します。各地区の指定された期日に申告しましょう。

- 問い合わせ
- ◆ 市・県民税について
市民部 税務課 ☎81-2119
- ◆ 所得税・消費税・贈与税について
郡山税務署(自動音声案内) ☎024-932-2041

あなたもCHECK!

確定申告(所得税)が必要な方

- 営業や農業などの事業所得がある。
- 不動産所得(地代・家賃収入)がある。
- 土地や建物を売った譲渡所得がある。
- 給与所得と退職所得以外の所得が20万円を超える。
- 給与を2カ所以上から受けていて、主たる給与以外の収入が20万円を超える。
- 給与収入が2千万円を超える。
- 公的年金収入が400万円を超える、または公的年金収入が400万円以下で公的年金に係る雑所得以外の所得が20万円を超える。

市・県民税の申告が必要な方

- 令和2年1月1日現在、市内に住所がある方は、令和元年中の所得を申告する必要があります。申告しない場合、基準所得以下であっても、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料などの軽減を受けられません。
- ただし、次のいずれかに該当する方は、申告する必要はありません。
- 確定申告をした。
 - 給与所得のみで、年末調整がされ、勤務先から市に給与支払報告書が提出されている。
 - 公的年金収入のみで、その支払い先から市に公的年金等支払報告書が提出されている。(ただし、年金収入金額や所得控除額によっては必要になる場合もあります。)
 - 市内に住所がある方の控除対象配偶者または同一生計配偶者・扶養親族となっている。

申告に必要なもの

- 所得計算に必要なもの
収入額や経費が分かる書類や給与・年金収入額が分かる源泉徴収票など
- 控除計算に必要なもの
医療費の領収書や社会保険料控除証明書、生命保険料控除証明書など
- マイナンバーカード、通知カードまたはマイナンバー記載の住民票
- 本人確認書類
- 写真付きの場合
運転免許証、パスポート、障害者手帳などのうち1点
- 写真付きではない場合
健康保険証、介護保険証、年金手帳、病院の診察券などのうち2点
- 印鑑
- 預貯金通帳など申告者本人名義の口座番号などが分かるもの

介護保険要介護認定を受けている方へ

要介護認定を受けている65歳以上の方は、障害者手帳がなくても障害者控除を受けることができます。下記に該当する方は、市が発行する「介護保険被保険者証」を各申告会場にお持ちください。直接税務署に申告する方、税理士などを通じて申告する方は「障害者控除対象者認定書」が必要です。高齢福祉課・各行政局市民課・各出張所に発行申請してください。

要介護度	障害者の認定区分	備考
要介護5	特別障害者	
要介護4	特別障害者	日常生活自立判定基準により、障害者の区分を判定
要介護3	特別障害者 または 普通障害者	
要介護2	普通障害者	
要介護1	普通障害者	

● 保健福祉部 高齢福祉課 ☎82-1115
各行政局市民課

イータックス e-TAXで申告書を提出しています

市では税務署への確定申告書の提出を「国税電子申告・納税システム(以下e-TAXといいます。)」を利用しています。e-TAXで申告書を提出すると、紙での提出と比べて、還付金を1カ月ほど早く受領できたり、添付書類の一部を省略できるなどのメリットがあります。

e-TAXを利用して申告書を提出するには、申告する方の「利用者識別番号」が必要です。番号取得にご協力をお願いします。

※利用者識別番号の登録作業は申告相談会場でも職員がお手伝いします。昨年までに利用者識別番号の取得が済んでいる方は、再度取得する必要はありません。取得の際に配布した「利用者識別番号の取得に係る設定票」をお持ちください。



【申告相談日程】 受付時間：午前9時～午後4時

月日	滝根		大越		
	会場	地区	会場	地区	
2月	滝根行政局1階特設会場	14 金	神俣町、関場、梵天川、中広土	大越行政局1階特設会場	早稲川、牧野、栗出
		17 月	〃		〃
		18 火	和貢、大平、入新田1・2		〃
		19 水	〃		下大越
		20 木	石神、原屋敷、菅谷駅前		〃
		21 金	〃		〃
		25 火	〃		〃
		26 水	入水、畑中、江川、糠塚		上大越
3月	滝根行政局1階特設会場	27 木	〃	大越行政局1階特設会場	〃
		28 金	〃		〃
		2 月	上郷、中郷		〃
		3 火	〃		〃
		4 水	作組、広瀬町、下組		〃
		5 木	〃		〃
		6 金	〃		〃
		9 月	滝根全地区		大越全地区
10 火	〃	〃			
11 水	〃	〃			
12 木	〃	〃			
13 金	〃	〃			
16 月	〃	〃			

※滝根・大越の申告会場は、行政局1階の特設会場です。ご注意ください。

会場	都路		常葉		船引(南)		船引(北)		月日
	会場	地区	会場	地区	会場	地区	会場	地区	
都路行政局2階大会議室	常葉行政局2階会議室	七郷出張所	市役所1階多目的ホール	大久保地区	西向・山根地区	要田出張所	美山出張所	鹿又1	14 金
				〃	〃	荒和田	〃	鹿又2、長外路	17 月
				〃	〃	笹山	〃	鹿又3	18 火
				岩井沢地区	〃	芦沢西	瀬川出張所	新館	19 水
				〃	〃	芦沢中、芦沢東	〃	門鹿、大倉	20 木
				〃	関本・堀田地区	芦沢南、芦沢北	〃	石沢	21 金
				〃	〃	井堀、永谷	うつし交流館	中山	25 火
				〃	〃	上郷、遠山沢	〃	横道	26 水
				〃	〃	下郷、大堀	〃	上移	27 木
				古道地区	〃	上区、本郷	〃	北移	28 金
				〃	常葉地区	栲山、門沢	〃	南移	2 月
				〃	〃	春山(1区、2区)		3 火	
				〃	〃	文珠、石森		4 水	
				〃	〃	下里		5 木	
				〃	〃	今泉		6 金	
				都路全地区	常葉全地区	小沢、板橋		9 月	
〃	〃	北区		10 火					
〃	〃	大町、中町		11 水					
〃	〃	上町		12 木					
〃	〃	栄町		13 金					
〃	〃	船引全地区		16 月					